

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 一五
- 土地改良事業計画を変更することを認可した件 一五
- 道路の区域を変更する件二件 一五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 一五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 一五
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一五

- 件 一六
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 一六
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 一六
- 福島県議会 一六
- 福島県議会事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令 一六
- 正 誤 一六
- 平成十九年十二月十八日付け定例第九百三十七号中 一三
- 平成二十一年三月二十七日付け号外第二十四号中 一三

告 示

福島県告示第三百三十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年三月一日救急病院として認定した。

平成二十二年三月九日

名称

所在地

独立行政法人国立病院機構福島

須賀川市芦田塚一三

福島県知事 佐藤 雄平

認定有効期限

平成二五年二月二八日

病院

福島県告示第三百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年三月九日救急病院として認定した。

平成二十二年三月九日

名称

所在地

医療法人辰星会栞記念病院

二本松市住吉一〇〇

福島県知事 佐藤 雄平

認定有効期限

平成二五年三月八日

(医療看護課)

福島県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、請戸川土地改良区が両竹地区基盤整備促進事業(農業用排水施設)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十二年二月二十四日認可した。

平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村大字飯樋 字前田四二〇番四地先 から	変更前	六・〇	一六〇・〇
	同 郡同 村大字飯樋 字前田一三二番地先ま で	変更後	一四・五	一六〇・〇
			三六・二	

福島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十二年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	変更前 A 一三・〇 一 一九・五	A 一三・〇 B 一六・二 四一・〇	二〇七・九
	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	変更後 A 一三・〇 一 一九・五	B 一六・二 四一・〇	二〇七・九 五一・〇

(道路計画課)

公 告

公告第九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月二十四日
- 二 名称

特定非営利活動法人表郷ボランティアネットワーク

代表者の氏名
緑川 摂生

四 主たる事務所の所在地
福島県白河市表郷金山字竹ノ内八十二番地

五 定款に記載された目的

当法人は、表郷地域を「生まれてきてよかった、住んでいてよかった」と実感できる地域にするため、住民自らが必要な事業を行うとともに、誰もが参加しやすいボランティア活動の場を提供することにより、助け合いのまちづくりを推進し、自立した地域共同社会を形成することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日
平成二十二年三月一日

二 名称

特定非営利活動法人インディアン・ヴィレッジ・キャンプ

代表者の氏名
吉田 拓也

四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平下神谷字岸前七十七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地元市民が活動主体となったイベント活動により、地域が活性化し共生できるネットワーク社会を構築する「ひと・まちづくり」を大きな活動の目的とする。主な活動内容として、イベント支援、子育て支援、ふるさと誘致、自然環境保護、エコ推進活動、アート活動などに関する事業を行い、各分野で活躍する市民がコミュニケーションを図り、自分だけのためではなく他人のために行動し、連携できる人間力の向上を目指す。また、地球に生きる市民のひとりとして、次の世代を担う未来の子供たちへ果たすべき役割を考え、行動することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十二年三月九日

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

公告第九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
やぎぬま心療内科	郡山市富田町字下曲田四一	平成二十二年三月一日	精神通院医療	精神科・心療内科・内科	
クローバー薬局松川店	福島市松川町字土腐六一二	同	育成医療更生医療精神通院医療	調剤	
キユウキユウ堂薬局ラヴィパレ店	同 市早稲町四一六ラヴィパレ一番丁二階	同	同	同	
クオール薬局郡山北店	郡山市富田町字下双又一五―三	同	精神通院医療	同	
訪問看護ステーション亀田	同 市亀田西六七	同	同	訪問看護	
訪問看護ステーションゆう	南相馬市原町区西町一―四六一―西棟二号	同	育成医療更生医療	同	

(障がい福祉課)

(障がい福祉課)

公告第九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十二年三月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
うえだ調剤薬局	郡山市西ノ内一―二五―二	平成二十二年一月三〇日	精神通院医療	調剤

(障がい福祉課)

福島県議会

福島県議会訓令第1号

福島県議会議事局文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月九日

福島県議会議事局

福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会議事局文書等管理規程の一部を改正する訓令

福島県議会議事局文書等管理規程（平成十三年福島県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項各号列記以外の部分中「番号等」を「番号」に改め、同項ただし書中「番号」を「記号及び番号」に改める。

第六条第三項及び第七条第一項第一号中「配達記録」を「特定記録」に改める。
様式第二号及び様式第三号中「~~配達記録~~」を「~~特定記録~~」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県議会議事局文書等管理規程様式第二号及び様式第三号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十二月十八日付け定例第九百三十七号中

八四〇	上	一	午前九時	午後九時
-----	---	---	------	------

○平成二十一年三月二十七日付け号外第二十四号中

三	下	一八	111の2 学生証明用 福島県立テクノ アカデミー郡山 職業能力開発 短期大学校長印	111の2 学生証明用 福島県立テクノ アカデミー郡山 職業能力開発校 短期大学長印
---	---	----	---	---